

平成28年 第10回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成28年 第10回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成 28 年 9 月 26 日 (月) 午後 1 時 30 分 閉 会 平成 28 年 9 月 26 日 (月) 午後 1 時 44 分					
場 所	共和町役場本庁舎 3階 委員会室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	欠席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	出席
	5	西 本 峯 雄	欠席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	出席
	7	岡 田 政 則	出席	17	川 上 芳 浩	欠席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	出席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
	10	浦 口 義 之	出席	20	今 村 俊 一	出席
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	原 子 富 行	出席	農地係	高 松 大 輝	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	7 番 岡 田 政 則 委員			16 番 石 田 吉 光 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					
第 3	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について					
第 4	議案第2号 現況証明願について					

(午後 1 時 30 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 28 年第 10 回共和町農業委員会総会を開催致します。

1 番 小笠原委員、5 番 西本委員、17 番 川上委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 17 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、7 番 岡田委員、16 番 石田委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○事務局

今月の報告は 1 件です。

(報告第 1 号を朗読)

報告者については、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件・農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告します。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の転用申請は 1 件です。

(議案第 1 号、議案書を朗読)

こちらは砂採取による一時転用の申請になります。

申請地は、国道 229 号線から約 700 m 西側にある町道開進一号線付近に位置しておりまして、先月の総会で許可相当と決定し、A 社が 10 月から砂採取を行う予定の場所に隣接しております。

砂採取事業の掘削区域面積は5,427㎡で、他に表土置場や保安区域などを含めると所要面積は合計7,098㎡となります。また、砂採取量は14,682立米という計画になっております。

砂採取後は、除去していた表土を用い、1.5m程度埋め戻しをして整地することによって農地改良とし、畑として利用できるようにするとされております。

この土地の農地区分は農用地区域内農地となり、原則転用許可できない農地ですが、砂利採取を目的とする一時転用などについては、例外的に許可できる案件になります。

申請地は過去の実績からも砂が豊富であり、砂採取できる場所は限られることから、当該地の転用はやむを得ないと判断します。

現地調査は、先週23日に、森下委員、澤田博人委員、高橋委員の3名で実施しております。

また、この申請と併せて、後志総合振興局が所管する砂利採取法の許可についても同様の内容で申請されておまして、許可となる見込みです。

北海道農業会議への意見聴取の回答は10月26日を予定しておりますが、転用許可については、砂利採取法の許可を待って行うこととなります。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることとし、北海道農業会議の意見を聴取することに決定致します。

◎日程第4 議案第2号 現況証明願について

○議長 次に、日程第4 議案第2号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の願い出は3件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

1番の申請地は、国道5号線沿いの小沢駐在所付近に位置しておまして、今年5月の総会議案となり、現況証明を与えることに決定した土地の隣接地になります。

申請地の小沢●●●番地▲▲は、昭和49年からB氏名義の住宅が建っており、数十年前から宅地化されております。

願出人はB氏の四女で、相続による所有権移転登記手続を先日終え現在の土地所有者となっておりまして、将来的な処分も念頭に、現況に合わせて非農地化したいとのことで願出があったところです。

現地調査の結果、非農地化となつてから相当長期間経過しており、農

地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と判断します。

現地調査は、9月15日に、天坂委員、小笠原委員、澤田博人委員の3名で実施しております。

2番の申請地は、発足市街の道道蕨岱国富停車場線と道道発足線の交差点から共和ダム方面へ1.4km先に位置しておりまして、役場からは約7kmになります。

申請地の状況ですが、以前は隣接する宅地に願出人の住宅が建っており、申請地は一体となって数十年前から宅地化されておりました。

しかし、住宅が火災で焼失したため、現在は昭和44年に建てられた申請地の納屋のみが残っておりまして、願出人の転居後は、近隣にお住まいのC氏が納屋を借用しております。

現地調査の結果、非農地化となってから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と判断します。

現地調査は、9月20日に、長門委員、森下委員、小野委員の3名で実施しております。

なお、地目変更後につきましては、C氏への所有権移転を予定していると聞いております。

3番の申請地は、ホームック共和店付近の交差点から町道八幡線に入り50m程進んだ左手にある住宅地の南側に位置しておりまして、役場からは約6kmになります。

申請地の状況ですが、数十年前から耕作されておらず原野化しております。

また、周囲一帯は願出人の所有地となりまして、直近では平成23年にも同様の現況証明願があり、証明可と決定しているところです。

現地調査の結果、非農地化となってから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と判断します。

現地調査は、9月23日に、北井委員、菱沼委員、菊池委員の3名で実施しております。

なお、地目変更後につきましては、住宅の建設を予定していると聞いております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎閉会宣言

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。

これにて、平成28年第10回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 1 時 4 4 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成28年 9 月 26 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 7 番 岡 田 政 則 印

議事録署名委員 16 番 石 田 吉 光 印